

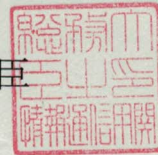
関通波環第132号

エフエクター株式会社

平成27年12月25日付けで申請の誘導式読み書き通信設備の型式について、電波法施行規則第46条の2第1項の規定により、次のとおり指定する。

平成28年4月27日

総務大臣



型式名

指定番号

DTM424

第AC-16028号

DTM426

第AC-16029号

DTM427

第AC-16030号

DTM434

第AC-16031号



(別紙)

関通波環第 1 3 2 号

型 式 名

指 定 番 号

DTM4 3 5

第AC-1 6 0 3 2号

DTM4 3 6

第AC-1 6 0 3 3号

DTM4 3 7

第AC-1 6 0 3 4号

型式指定の表示(電波法施行規則第46条の4)

指定を受けた製造業者等は当該高周波利用設備に施行規則別表第7号の表示をしなければならないと定められています。

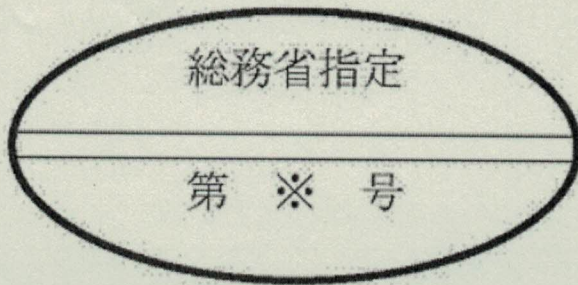


図1

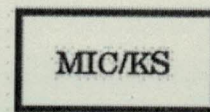


図2

- ・ 形状は図1に示すものとし、大きさは長径が2センチメートル以上とすること。
ただし、図1による表示が困難なときは、形状は図2に示すものとし、大きさは長辺が5ミリメートル以上とすること。この場合、図2による表示と併せて「総務省指定」及び「第 ※ 号」の文字を記載すること。
- ・ 容易にき損しない材料
- ・ 適宜な色彩、容易に識別できる文字及び数字
- ・ 容易に脱落しない方法で、見やすい個所に表示
- ・ ※印は、指定番号